

水を補給できる見通しを得た。その後、非常用復水器の外側隔離弁(MO-3A)の閉状態表示灯が消えかかっていることを確認。次にいつ操作できるかわからない状況であることを踏まえ、11日21時30分頃に外側隔離弁(MO-3A)の再度開操作を実施し、蒸気発生を確認。

c. **非常用復水器に対する教育・訓練の状況について**

- ・ 非常用復水器については、事故時運転操作手順書等の訓練を行っていく中でシステムの研修を行うとともに、日々の現場巡視や月1回の定例試験、定期検査中の保全活動などのOJTを実施。
- ・ 具体的には、定例試験においては、運転中に蒸気が非常用復水器に流れ込むことがないような手順で各隔離弁を順番に開閉しその動作から系統が健全であることを確認。定期検査においては、非常用復水器のインターロックを理解した上で定期検査中の保全活動を安全に行うことができるようにするための処置を検討。このように、実業務の中で知識を習得し、系統・機能やインターロックを把握している。
- ・ 地震発生以降、津波到達までにおいて、中央制御室は原子炉圧力の制御を非常用復水器を使用して問題なく行っており、これらの教育訓練やOJTによりその系統・機能を十分理解し、習得した知識を活用した上での操作。

d. **発電所対策本部及び本店対策本部の動作状況の認識**

- ・ 発電所対策本部及び本店対策本部では、緊急時対応情報表示システム(SPDS)が使用できず、また、通信手段が限定され、ホットラインのみによる口頭伝達でのプラント情報の把握を余儀なくされる中で、複数号機への対応、地震による被害状況の把握や停電等の復旧対応、原災法第10条、15条該当事象発生に関する外部機関への情報提供や問い合わせ対応に追われていた。
  - ・ このような中、原子炉水位が有効燃料頂部を上回っていたこと、非常用復水器から蒸気発生を確認したこと等の情報が得られ、非常用復水器作動中との情報もあり、非常用復水器が停止していたことを把握するに至らず。
- 
- ・ 今回のような全電源喪失時における非常用復水器の隔離信号のインターロックのあり方など、事故直後に必要となる高圧注水設備の信頼性を向上させることが必要。
  - ・ 事故対応の前提を大きく外れた過酷な状況下でも、中央制御室と発電所・本店対策本部間で、プラント状況をタイムリーに情報共有する手段を予め構築しておくことが必要。